

北の産保センターだより

北海道産業保健総合支援センター
札幌市中央区北1条西7丁目1番地
プレス1・7ビル

令和2年7月1日発行

精神障害の労災認定基準に「パワーハラスメント」が明示されます。

厚生労働省では、労働者に発病した精神障害が業務上災害として労災認定できるかを判断するために、「心理的負荷による精神障害の認定基準」を定めています。

認定基準では、発病前のおおむね6か月間に起きた業務による出来事について、強い心理的負荷が認められる場合に、認定要件の一つを満たすとなっています。

令和2年6月から改正労働施策総合推進法が施行され、パワーハラスメントの定義が法律上規定されたこと等を踏まえ、認定基準の「業務による心理的負荷評価表」にパワーハラスメントを明示しました。

変更のポイント

これからは、職場における人間関係の優越性等に注目した上で、より適切に評価し得る「具体的出来事」に当てはめ、心理的負荷を判断することになります。

今まで

上司や同僚等から、嫌がらせ・いじめや暴行を受けた場合、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」という具体的出来事に当てはめて評価していました。

これから

優位性「なし」

優位性「あり」

次の各具体的出来事に当てはめる

「同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」

「上司等(※)から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」

※「上司等」とは

職務上の地位が上位の者のほか、＜同僚又は部下であっても、業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、その者の協力が得られなければ業務の円滑な遂行を行うことが困難な場合＞、＜同僚又は部下からの集団による行為でこれに抵抗または拒絶することが困難である場合＞を含みます。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

令和2年度の熱中症予防行動

環境省
厚生労働省
令和2年5月

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、3密(密集、密接、密閉)を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の湿度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間値は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に熱くなった日等は特に注意する

2 適宜マスクをはずしましょう

- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、マスクを外す
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクを外して休憩を

3 こまめに水分を補給しましょう

- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかけた時は塩分も忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう

- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じたときは、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体づくりをしましょう

- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

熱中症に関する詳しい情報: <http://www.wbgt.env.go.jp>

新型コロナウイルス感染症に関する情報: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

研 修 会 の ご 案 内 (7月・8月)

番号	日 時	研 修 テ ー マ	講 師	研 修 開 催 地
看5 衛5	7月9日(木) 18:30-20:30	改正健康増進法による 職場の喫煙対策の新たな展開	JR札幌病院保健管理部部長 佐藤 広和	釧路市
看7 衛7	7月29日(水) 18:30-20:30	ストレスチェック制度における 医師面接	札幌心身医療研究所所長 久村 正也	室蘭市
看9 衛9	8月19日(水) 18:30-20:30	ストレスチェック制度における 医師面接	札幌心身医療研究所所長 久村 正也	名寄市
看8 衛8	8月20日(木) 18:30-20:30	改正健康増進法による 職場の喫煙対策の新たな展開	JR札幌病院保健管理部部長 佐藤 広和	札幌市
看10 衛10	8月27日(木) 18:30-20:30	ストレスチェック制度における 医師面接	札幌心身医療研究所所長 久村 正也	苫小牧市

※研修会にご出席される方へのお願い

新型コロナウイルス(COVID-19)肺炎の感染拡大が憂慮されておりますが、ご参加を予定している方におかれましても携帯用消毒剤やマスク着用などの感染症対策に努めていただきますとともに、発熱や咳の症状がある場合は参加をお控え下さいませ、ご理解とご協力をお願い致します。

また、感染の拡大により研修・セミナーの開催が中止となる可能性があります。中止の際には参加予定の方にメール・電話等でご連絡を差し上げますが、念のため当センターのホームページで必ず事前に確認いただきますようお願い申し上げます。

☆ 研修会のお申し込みは、北海道産業保健総合支援センターホームページからお願いします。

☆ その他、研修申込方法、研修会場など詳しいことは北海道産業保健総合支援センター

電話011-242-7701 まで、お問い合わせください。

☆ 研修料は無料です。※ テーマが同じ研修は重複して受けることはできません。

職場における新型コロナウイルス感染症対策

○ 職場における新型コロナウイルス感染症予防対策をするためのポイント

独立行政法人労働者健康安全機構では、「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」を公表した一般社団法人日本渡航医学会及び公益社団法人日本産業衛生学会の協力を得て、職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を進める上でのポイントを解説するビデオを製作しました。

さらなる情報と新型コロナウイルスに関するQ&A(企業向け)(厚生労働省)などが参考となります。

なお、当センターにおいて事業場における新型コロナ感染症対策に係る産業保健に関する相談対応を行っております。

動画教材は下記URLの全体版をクリックするとご覧いただくことができます。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/1764/Default.aspx>

「新北海道スタイル」安心宣言

北海道産業保健総合支援センターは、「7つの習慣化」に取り組めます！

1. 職員のマスク着用や手洗いに取り組めます。(マスク、手洗い、咳エチケットの励行)
2. スタッフの健康管理を徹底します。(体調不良時は出勤しないことを徹底)
3. 事務所内の定期的な換気を行います。(空調設備やドア解放などによる換気の実施)
4. 事務所内の定期的な消毒・洗浄を行います。(アルコール消毒剤の設置、定期的な清掃の実施)
5. 人と人との接触機会を減らすよう努めます。(職員間のソーシャルディスタンスの確保、相談室にビニール仕切りの設置)
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。(来所相談や研修会へ参加される方へ注意喚起)
7. 当センターの取り組みを積極的に広報します。



新北海道スタイル

メルマガ会員募集中！！

毎月1回程度、研修会等の開催予定情報や産業保健に関する法改正等の情報を無料でメール配信しております。

北海道産業保健総合支援センターのホームページから申し込むことができます。

(<http://www.hokkaidos.johas.go.jp>)